

## 「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正に対する意見

2018年3月20日

一般社団法人日本損害保険協会

### 1. 保険会社の業務の代理について

(意見の対象)

Ⅱ-4-4 保険会社の業務の代理

Ⅱ-4-4-1 保険会社の業務の代理を行う場合における募集等の適正化

(略) また、農協(信用事業を併せ行う農協を含む。)が募集できる保険商品は、損害保険会社(同法第2条第4項に規定する損害保険会社をいう。)の保険商品に限られることとなる。

(意見の内容)

本規定は、農業協同組合の業務範囲を制限するとともに、当該農業協同組合が信用事業と保険募集とを併せ行う場合には、銀行が保険募集を行う場合と同様に、保険契約者保護の観点から留意すべき事項があるため、保険募集を一定制限するものと考えられます。この両面から以下のとおり意見を述べます。

#### (1) 農業協同組合の業務範囲に関する意見

保険会社は、保険の引受け等の所謂固有業務に付随する業務(「付随業務」)を行うことが認められていますが、この付随業務については、一般に、固有業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められ、質的・量的に固有業務に匹敵するものではないものでなければならぬと考えられています<sup>1</sup>。付随業務のなかでも、他の保険会社の業務の代理又は事務の代行(「業務代理等」)を行う場合は、あらかじめ金融庁認可<sup>2</sup>を受けなければならぬと定められており、その際、業務代理等の運営に係る体制の整備状況に加えて、当該業務代理等が保険会社等の公正かつ自由な競争を阻害するおそれのないものかどうか審査されるものとされています(保険業法第2編第3章)。

これに対し、農業協同組合法は、業務代理等を行うことができる旨を規定する一方で、省令も含め、認可制や審査事項に関する定めをおいていません。しかし、明文化されていないとはいえ、行おうとする業務が他の保険会社の業務代理等である以上、上記の考え方(付随業務に関する考え方や、保険会社が行う業務代理等に係る金融庁審査の検証事項)等に適合しない業務代理等を行うことは、保険会社だけでなく、組合が行う場合であっても、適当とは言えないものと考えていますが、その理解でよいでしょうか。

また、組合が取り扱える商品範囲を拡大すると、上記の考え方に基づいた適正な運営が確保されるべき領域もさらに広がることに鑑みると、仮にこの改正を行う場合は、実効性のある監督が行われるためにも、省令や指針等で上記の考え方を明確に示すことや、認可制を導入する法改正についての検討を速やかに行うことが適当ではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

#### (2) 信用事業を併せ行う農業協同組合における保険募集に関する意見

<sup>1</sup> 安居孝啓「改訂3版 最新保険業法の解説」(大成出版社)

<sup>2</sup> ただし、保険会社グループ内で行われる場合は届出制とされている

信用事業を併せ行う農業協同組合における保険募集については、保険業法に基づく所謂銀行窓販規制が適用されるものと考えていますが、その理解でよいか、念のため確認させていただきたいと存じます。

## 2. 弊害防止措置について

(意見の対象)

### Ⅲ－２－３ 弊害防止措置

規則第 27 条に掲げる書面には、適正な共済推進を確保する観点から、以下の内容についての記載が含まれる必要がある。

(略)

- ③ 当該組合は、その特定関係者に該当する保険会社の役職員に対して、組合が提供する共済若しくは役務に関する評価、意見等を表明し、又はその共済若しくは利点を強調すること等によって当該組合と共済契約者との間の契約の締結を補助させることはできないこと
- ④ 共済代理店において、組合との間で共済契約を締結することを条件として当該組合の特定関係者が当該共済契約に係る共済契約者又は被共済者に対して信用を供与し又は信用の供与を約していることを知りながら、当該共済契約者に対して当該共済契約の申込みをさせる行為は、規則第 22 条第 9 号により禁止されていること

(意見の内容)

当該規定は、「共済事業を行う組合の特定関係者に該当する保険会社との共同訪問に係る誤認防止」を定める規則第 27 条に基づき定められているものであり、誤認等の弊害が発生するおそれが明確に払拭されていない限り (※)、当該規定を削除すべきではないものと考えます。

(※) 例えば、当該規定にある「特定関係者に該当する保険会社」が現存しない場合であっても、規制上、保険会社を特定関係者とできるのであれば、将来も含め、弊害が発生するおそれが払拭できとは言えないものと考えます。

なお、③については、保険会社は、保険業法上共済契約の締結の代理又は媒介を行うことが認められていないため、仮に組合の特定関係者に該当するとしても、その役職員が、当該組合が提供する共済や役務に関して、十分かつ適切な説明を行う能力を有していることが制度上担保されてはいない点にも留意する必要があります。また、④については、組合が特定関係者とすることができる者には、貸付や保証などの信用の供与を行うことができるものが含まれているため、共済契約を締結することを条件として信用を供与しまたはこれを約する行為が行われる可能性が制度上排除されてはいない点にも留意する必要があります。

以上